別表第三（第八条関係）

放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の七第二項第一号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条関係）

放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の七第二項第二号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。）	
［略］	［略］	
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府通商産業省令第一号）	［略］	
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）	［略］	
［略］		

別表第三（第八条、第九条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第一号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条、第十一条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第二号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）	
［同上］	［同上］	
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）	［同上］	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）	［同上］	
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。